

会員会費細則

2017年7月14日 制定

2022年11月30日 改定

(目的)

第1条

本細則は、一般社団法人日本計算工学会（以下「本会」という。）の定款第7条2項に基づき定められた会員規程および定款第8条に基づき定められた会費規程に関係し、会員の特典、会費の請求、会費滞納時の措置について、具体的な取扱いを定めるものである。

(会員特典)

第2条

正会員、シニア会員、学生会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 本会の学会賞の受賞資格
- (2) 計算工学講演会における各種表彰の受賞資格
- (3) 本会が関係する出版物の購入の便宜
- (4) 本会主催の講演会、講習会等の各種学術集会での優遇
- (5) 本会会誌「計算工学」の配布
- (6) 本会研究会の委員としての参加（学生会員を除く）
- (7) ニュースレターの配信
- (8) IACM への自動加入（正会員のみ）
- (9) IACM の会誌「IACM Expressions」の配布（正会員のみ）
- (10) IACM 関連の国際会議での優遇（正会員のみ）
- (11) 本会が共催・協賛する講演会、講習会等の各種学術集会での優遇
- (12) 学生会員が正会員に移行する場合の優遇
- (13) 社員総会の傍聴
- (14) 定款に定められた権利
- (15) 理事会が定めるその他の特典

2 研究室会員として登録した学生（登録学生）は、次の特典を受けることができる。

- (1) 本会の学会賞の受賞資格
- (2) 計算工学講演会における各種表彰の受賞資格
- (3) 本会が関係する出版物の購入の便宜
- (4) 本会主催の講演会、講習会等の各種学術集会での優遇
- (5) 本会会誌「計算工学」の配布
- (6) 登録学生が正会員に移行する場合の優遇

3 特別会員またはその団体に所属する者(所属員)は、次の特典を受けることができる。

- (1) 所属員が正会員として入会する際の優遇
- (2) 正会員となった若手の所属員の優遇
- (3) 本会が関係する出版物の購入の便宜
- (4) 本会主催の講演会、講習会等の各種学術集会での優遇
- (5) 本会会誌「計算工学」の配布
- (6) 本会研究会の委員としての参加
- (7) ニュースレターの配信
- (8) 社員総会の傍聴
- (9) 本会会誌「計算工学」への広告掲載の優遇
- (10) 本会 WEB サイトにおけるインターネットリンク(希望した A 級会員のみ)
- (11) 本会主催の各種学術集会での展示等の優遇

(会費の請求)

第 3 条

当年度の会費に関する請求は、原則として前年度の 3 月に行う。当年度の 4 月末日までにこれに対する納付がない場合には、当年度 7 月に再度請求を行い、それに対して 8 月末日までに納付がない場合には 12 月に、さらに 1 月末日までに納付がない場合には 2 月に同一の請求を行う。

2 前年度以前の滞納金がある場合には、当年度の 7 月、12 月および 2 月の各時点において、その旨を明記した請求を行う。

(会費滞納者に関する措置)

第 4 条

滞納を続ける正会員に対しては、下記の措置を行うことを原則とする。

2 1 年間の会費滞納者については、次の事項を文書により伝える。

(1) 滞納分と新年度分の会費納入がない限り、会員資格が停止すること

3 2 年間の会費滞納者については、次の事項を文書により伝える。

(1) 最初 1 年間滞納の年度末をもって会員資格が停止したこと

(2) さらに 1 年間の(計 3 年間)滞納が続いた場合は、その年度末をもって会員資格が喪失すること

4 3 年間の会費滞納者は、3 年間滞納の年度末をもって理事会の議を経て会員資格を喪失する。

5 再三の請求書発信に対して連絡不能な状態が 1 年間継続した会員は、理事会の議を経て、滞納期間の程度によらず会員資格を喪失する。

(改廃)

第5条

本細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

2017年7月14日 制定

2019年9月21日 改定

2021年9月17日 改定

2022年11月30日 改定

以上